

(様式第2号)

平成30年度第6回 芦屋市景観認定審査会 会議要旨

日 時	平成30年9月26日(水) 9:30~11:30
場 所	東館3階 小会議室1
出席者	会 長 山下 淳 委 員 宮前 保子, 角松 生史 事 務 局 白井都市計画課課長, 川島都市計画課係長, 山本都市計画課主査
事務局	都市建設部都市計画課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者3人中3人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 会議を公開することにより, 当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるため及び審議の内容に個人情報, 法人情報が含まれるため。
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開 会

(2) 議 事

ア 大規模建築物の景観地区内における建築物等の計画の認定審査について

(ア) 一戸建て住宅(山手町170番外)

イ 景観地区内における建築物等の認定状況について

ウ その他

2 審議経過

(1) 大規模建築物の景観地区内における建築物等の計画の認定審査について

ア 一戸建て住宅(山手町170番外)

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議の結果及び景観配慮方針について事務局より説明を行い, 審議を行った。

〔決議事項〕

認定してよいと判断する。

〔付帯意見〕

本計画の建築物や外構については, 配置計画や修景植栽等によって圧迫感等を軽減し, 周辺住民及び前面道路や芦屋川対岸の歩行者に対して一定の配慮をしているといえる。

しかし, 本計画地の背後に建つヨドコウ迎賓館(国指定重要文化財)の芦屋川対岸からの眺望は, 芦屋の景観シンボルであり, 配慮方針においても「背後のヨドコウ迎賓館や緑地も含めた, 芦屋川対岸からの見え方に留意すること」と示されていることから, 「緑の帯」に包まれたヨドコウ迎賓館の眺望景観への影響を最小限にするため, 地盤や建築物の高さを抑える等の更なる配慮が求められるところである。

(2) 景観地区内における建築物等の認定状況について

平成30年8月29日から平成30年9月25日までの認定状況について報告を行った。